

目次

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 海洋基本計画（第十六条）

第三章 基本的施策（第十七条—第二十八条）

第四章 総合海洋政策本部（第二十九条—第三十二条）

第十九条（海洋産業の健全な発展）

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の生存の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開發及び利用が行われなければならない。（海洋の安全の確保）

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにからんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等

が適切に行われるためには、海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことから、がみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」という。）については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを目指として、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）

(事業者の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十一条 海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。（国民の責務）

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十二条 国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と关心を深めるよう行事が実施されるよう努めなければならない。

(海の日の行事)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関する施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

(海洋基本計画)

第十七条 政府は、海洋基本計画の策定を終了したときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

(海洋基本計画)

第十八条 政府は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第十九条 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（海洋資源の開発及び利用の推進）

三 第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項

に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「、総合

海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び

同法第四十一条の二の次に「一条を加える改正

規定に限る。）及び第二十九条中海洋基本法

第三十六条の改正規定 平成二十九年四月

一日

附 則（平成二八年四月二七日法律第三

三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。